

報告第6号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和3年6月4日提出

交野市長 黒田 実

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

3 専第 5 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 589,366 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 3 年 4 月 30 日
- 4 事 案 概 要 令和 2 年 11 月 26 日（木）午後 1 時 30 分頃、交野市倉治 5 丁目 1 番 26 号付近路上において、右折しようとした公務に使用した自家用自動車が道を横断しようとした相手方に接触し、負傷させたもの。
- 5 そ の 他
- |        |           |
|--------|-----------|
| 相手方医療費 | 425,966 円 |
| 慰謝料    | 163,400 円 |
| 市持出額   | 589,366 円 |

令和 3 年 4 月 30 日

交野市長 黒 田 実